

(市街化調整区域用)

開発計画相談書

(法第29条第1項事前相談用)

(事前相談用)

受付番号		受付年月日		住宅地図 P - -			
申請予定者		相談者氏名		電話 ( ) FAX ( )			
住所							
氏名	設計者氏名		電話 ( ) FAX ( )				
電話 ( )							
開発行為の目的	住宅地開発・工業地開発 ・その他	予定建築物の用途					
開発区域に含まれる地域の名称	大和市						
設計の方針							
開発区域の状況	区域区分	市街化区域・市街化調整区域	その他の地域地区				
	用途地域						
	主たる接続路	道路の名称		主放た流る先	河川等の名称		
		管理者			管理者		
道路幅員		m		整備状況			
土地の利用及び公共施設の整備計画	区分	宅地	公共の用に供する土地			その他	計
			道路用地	公園用地	排水施設用地		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	比率	%	%	%	%	%	100%
		水道施設	ガス施設	汚水処理施設	遊水地		
法第32条に規定する同意・協議	協議済・協議中・未協議 ( 年 月 日)	予定工期	年 月から 年 月まで				
※相談経過							

備考 1. 太枠内に記入してください。

2. 法第29条第1項許可の事前相談(図面審査)にあつては、次の図面を添付して下さい。

- ①開発区域位置図 ②開発区域区域図 ③現況図 ④公図の写し ⑤実測に基づく開発区域内の公共施設の新旧対照図 ⑥土地利用計画図 ⑦造成計画平面図 ⑧造成計画断面図 ⑨排水施設計画平面図 ⑩その他(求積図、道路断面図、排水施設断面図、給水施設計画断面図、擁壁の断面図等)

3. 必要に応じて土地の登記事項証明書等を添付して下さい。

## 事前相談のお願い （市街化調整区域）

◆市街化調整区域内で建築物の新築、増築、建て替え等を計画されている方は、次の資料を添えて事前相談書の提出をお願いします。

### <必須なもの>コピー可

- 案内図
- 土地の登記簿謄本、登記事項証明書（現在）  
（S45.6.10 から現在までの土地の履歴） →法務局にて発行。
- 公図の写し →法務局にて発行。
- 土地の登録証明書 →資産税課にて発行（有償／所有者以外の申請は委任状が必要）  
【最新年度と5年前の2年度分の現況地目がわかるもの】 例：令和8年度と令和3年度分

### <その他必要なもの>コピー可

- 土地の登記簿謄本、登記事項証明書（閉鎖）
- 建物の登記簿謄本、登記事項証明書（現在、閉鎖）
- 既存建築物の建築確認通知書、開発許可書等 →借用する場合があります。
- 農地転用許可済証明書（S45.6.10 以前の許可） →農業委員会事務局にて発行。
- 航空写真（S44年、S48年） →神奈川県庁にて発行。※1
- 現況図、土地利用計画図 →区画・形・質の変更を審査します。
- 既存建物平面図、計画建物平面図 →改築の適否審査をします。
- 
- 
- 

※1 神奈川県庁 県政情報センター（県庁新庁舎2階 Tel045-210-3723）

◎ 計画内容により上記以外に追加資料が必要となる場合があります。  
その際は担当者よりご説明します。

大和市役所  
まちづくり計画課 開発指導係  
電話 046-260-5430  
FAX 046-264-6105